明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

太陽光発電設備の設置形態（注12）	□屋根設置（□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有		
		建物の種類	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅 □ 事務所、工場、店舗 □ 学校、公共施設 □ その他（　　）			建物の種類	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅 □ 事務所、工場、店舗 □ 学校、公共施設 □ その他（　　）		
	□地上設置（□ 野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□ 野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有		
農地一時転用許可予定の有無	□ 有	一時転用許可期間（見込み）　年		□有 □無	□ 有	一時転用許可期間（見込み）　年			
		□ 法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。				□ 法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。			
	□ 無				□ 無				
太陽電池に係る事項（注13）	製造事業者名			□有 □無				□製造事業者都合 □上記以外	
	種類			□有 □無				□製造事業者都合 □上記以外	
	変換効率			□有 □無				□製造事業者都合 □上記以外	□除外事項該当性
		□真性変換効率 □実効変換効率							
	型式番号			□有 □無					□別紙あり
	枚数（枚）			□有 □無					
	合計出力（kW）			□有 □無					